

政策調整会議の概要

開催日：H18.6.15

項 目

- 1 アウトソーシングの取り組みについて【総務部】
- 2 公の施設の指定管理者制度に関する運用指針案について【総務部】
- 3 平成18年度の政策協議の進め方について【政策推進担当】

内 容

- 1 アウトソーシングの取り組みについて【総務部】

総務部より、アウトソーシング推進関連事業に係る入札・契約について概要説明を行ったのち、意見交換をした。

【説明概要】

- ・ アウトソーシングは県内の雇用の場や、就業の機会を拡大し、地域の振興につなげることを目的として取り組んでいる。平成18年度当初予算に計上しているアウトソーシング推進関連事業は76業務であり、そのうち発注済みの業務は38である。さらにこの38業務中、県内企業が受注したのは30業務となっている。
 - ・ これらの事業委託に際しては、アウトソーシング業務を受け持つ県内事業者の主体的な業務履行能力と競争力を高めることが急務であることから、以下のとおり、アウトソーシング推進関連事業に係る入札・契約に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとしたい。
 - ・ 発注にあたっては、競争入札、又は随意契約にかかわらず、県内事業者で対応できない特殊な技術力等を要する場合を除き、県内事業者へ優先発注する。
 - ・ 県内事業者とは、高知県内に主たる営業所（本社、又は本店）を置く者とする。
 - ・ 入札・契約の取扱いは、
 - （1）一般競争入札
当該入札参加の事業所所在地に関する必要な資格を定めて、県内事業者へ優先的に発注（地方自治法施行令第167条の5の2に基づく）
 - （2）指名競争入札
競争入札参加資格を有する者の中に県内事業者と県外事業者がある場合にあっては、県内事業者を優先して選定
入札者の指名数
契約規則第29条第1項に規定する「なるべく5人以上を指名する。」との取扱いについては、アウトソーシング推進関連事業においては、次のように取り扱う。
- ア 競争入札参加資格を有する県内事業者が5人に満たない場合、又は競争入札により新たな分野の業務を委託する場合には、事業の進ちょくに支障のないよう早い段階で、発注見通しや受注に必要な条件などの公表を行い、関連する業界との意見交換なども通じて、県内事業者にも事業の概要や発注の方針等を周知すること。
- その際、事業を適正に履行する能力を有すると見込まれる者で、競争入札参加資格を持たない者がある場合には、同資格審査にかかる申請を促すなどして、競争入札参加資格を有する県内事業者の数の確保に努めること。
- イ アの結果、当該入札にかかる競争入札参加資格を有する県内事業者が5人に満たない場合であっても、競争性が確保されるときは、入札者の指名の数が3人以上であれば入札を行うことができる。

(3) 随意契約

随意契約を行う場合で、契約規則第32条（見積書の徴収）の規定による2人以上の者から見積書を徴することができないときは、前項の - アの手順により見積を徴収する者の数の確保に努めること（契約規則第32条ただし書き該当の場合を除く。）

(4) 入札・契約手続きの周知

入札・契約に際して公正な競争が促進されるように、あらかじめ入札・契約の手続きに関する決まりを、入札及び見積の参加者に漏れなく周知すること。

とする。

- ・ 県内事業者の優位性を活かす工夫として、

(1) 多様な入札・契約方式

(2) 分離・分割発注

(3) 複数の事業者の連携による履行方式

を考えている。

- ・ この基本方針は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づく調達契約（32,000千円以上の契約）には適用しない。
- ・ 留意事項として、別途作成する「アウトソーシング推進関連事業にかかる入札・契約に関するQ & A」も参照していただきたい。
- ・ この基本方針は、平成21年3月31日までの期間限定で、なおかつアウトソーシング推進関連事業のみに適用する。
- ・ これらの取扱いについては、独占禁止法に抵触する恐れがあるとして、これまで県顧問弁護士、政策法制課及び出納局を交えて協議してきた結果、こうした期間限定でアウトソーシング推進関連事業のみという制限をかけることでクリアできると判断したものである。
- ・ 今後、この基本方針については副知事名での通達として発出する予定であり、さらにその後には担当者向けの説明会も実施する予定である。

【主な意見】

- ・ 雇用の場や就業の機会を拡大することが目的だが、県内に主たる営業所を持つ事業者に限ることが果たして本当に目的に合うことなのか。
ご指摘の意図は理解しているが、経済波及効果を考えてときに、もともと県庁職員という県内資源で担ってきた事務事業をアウトソーシングするのだから、100%県内に波及させるべきではないかということで、総合的に判断した結果がこのやり方だと受け止めていただきたい。
もちろん、県内事業者の育成がそのまま「甘え」につながるのは意図することではないので、この取扱いも3年間と期間を限定している。県内事業者には、この間に力をつけていただきたい。
- ・ これまでの事務取扱いに基づいて、県外事業者への委託を既に行い、県内の人が雇用されている場合がある。この場合の来年度以降の事務取扱いはどうすれば良いか。
企業誘致した企業の場合は、適用除外とする考えもありうるが、県内企業と連携するといった工夫をお願いしたい。
- ・ 県外企業と現に契約継続中である場合は、県内の方が雇用されていることを考慮すると、別の取扱いが必要かもしれない。（副知事）
既に業務を受託されている県外事業者を例外扱いとすることはできるだけ避けたい。請け負う事業者が変わって被雇用者の雇用が途切れることは、契約更改前の請負業者が、県内事業者か県外事業者であるかを問わないことである。また、県内に適切な業者がいらないからという理由で、県外事業者に委託しているケースは、それ自体が既に例外でもある。
- ・ 3年間の期限が延長される可能性はあるのか。
現時点では想定していない。

基本方針を出す際には、3年間の期間限定だときちんと言うべきだ。そうしないと、業者の甘えを助長する恐れもあるので、3年後には競争に晒されるんだということを予め伝えておく必要がある。(副知事)

- ・ ペーパーカンパニーを創業して受注しようとする業者への対策は、何か考えているか。
露骨な業者は、指名の段階で対象外とする手段がある。
- ・ この基本方針に基づいて事務取扱いをすれば、「極めて不当な事務手続きだ」などとして担当者の責任が問われるということはない、という理解でよろしいか。
お見込みのとおり。
- ・ アウトソーシングの意義や県内事業者優先の理屈は分かるが、雇用の安定ということを考慮することも大切だ。
単年契約の方式を、複数年契約にするという手段もある。また、基本方針にもあるように、複数の事業者の連携を促して、県内事業者を入れる方法もある。そうした努力をしたうえで、競争入札にしてほしい。
- ・ 県内事業者に南海地震の研修業務をアウトソーシングした。契約に沿ったやりとりをする中で、そのことが契機となって当該事業者の中で防災関連のソフト部門が新設された。一定のサポートが必要だったが、県内事業者が育った。

〔副知事〕

- ・ 業務を請け負うことのできる適切な県内業者がない時は、アウトソーシング検討委員会で個別に検討したい。
- ・ 県直営で事業を行っていたときと、アウトソーシングする場合のコストを比較する必要があるが、これまでは、事業執行に伴う人件費を考えてこなかったように思う。次年度の予算編成時に考えていることでもあるので、事務事業費と人件費を併せた予算要求につながるよう考えて欲しい。
- ・ 県内事業者の育成の視点を持つということ言えば、業務を請け負う県内事業者がない場合は、「3年間で事業者を育成するためのプログラムを組んでください。」ということをQ & Aに盛り込んではどうかと思う。

2 公の施設の指定管理者制度に関する運用指針案について【総務部】

総務部より、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針案(以下「運用指針案」という。)の策定の経緯や指針の概要説明を行ったのち、意見交換をした。

【説明概要】

- ・ 公の施設の指定管理者制度については、平成17年12月議会での指定管理者の指定議案の提案をしたが、多くの施設で県出資の外郭団体が指定者候補となり、民間の参入はわずかとなった。
- ・ これについて、議会からは、公平な審査が行われたかどうかという懸念が示されて、県出資団体が指定管理者候補となった8施設分が継続審議となった。また、1月21日には自民党から提言も頂いている。
- ・ この事態等を受けて、関係部局も含めて対応策を検討した結果、
 - 指定管理者を公募する際の知事等が役員を務める団体の除外
 - 県職員が役員を務める団体が応募した場合の審査委員会からの県職員の除外
 - 各審査委員の採点表を含めた選定過程に関する資料公開
 - 選定手続きの公平性・透明性を高め、民間企業の参入を促進して施設の円滑な管理運営を確保するための運用指針の作成

という4つの対応策を取ることにした。(平成18年2月21日の庁議にて説明済み)

- ・ この後、平成18年2月議会の総務委員会で報告し、継続審査となっていた議案も可決された。

- ・ 今回説明する運用指針案は、上記「 指定管理者制度運用指針の作成」に挙げられているもので、総務部としての素案を作成し、関係部局から意見をいただき、それらを集約して修正したものである。
- ・ 運用指針は、指定管理者制度の事務処理の基本的な方針を定めることを目的としており、上記 から の3項目を明記しているほか、制度全体の運用指針となるように、一定の内容を肉付けして体裁を整えている。
- ・ これまで各部局で取り組んできて、課題となったことも踏まえて改善なども含めた内容としている。
- ・ ただ、制度の対象となる公の施設は、設置目的や規模、取り巻く状況等が異なることから、当初はそれぞれ所管する部局が対応することとしていた。そのため、施設の状況に応じて柔軟な対応ができるよう、多くの項目で限定的な書き方でなく、目安とか例示とかという表現としている。
- ・ 上記 については、第3 指定管理者の選定手続に関する事項の2 . 指定管理者の公募手続の中に、上記 及び については、同第3の3 . 指定管理者候補の選定手続の中に記載している。

運用指針案の記載項目

第1 運用指針の目的

第2 指定管理者制度の導入に関する基本的事項

- 1 . 指定管理者制度の積極的な活用
- 2 . 事務手続上の留意事項
- 3 . 指定管理者が行う業務の範囲
- 4 . 直営施設等における制度導入の可能性の検討等
- 5 . 指定期間（*指定期間の目安を表記*）

第3 指定管理者の選定手続に関する事項

- 1 . 公募が原則（*例外事例表記あり*）
- 2 . 指定管理者の公募手続（*標準的スケジュール、募集要項への記載事項例の表記あり*）
- 3 . 指定管理者候補の選定手続（*審査基準例、提案価格の評価方法例の表記あり*）
- 4 . 審査結果等の情報公開（*情報公開の基準表記あり*）

第4 指定管理者の指定

- 1 . 指定の議決
- 2 . 債務負担行為の議決
- 3 . 指定管理者の指定
- 4 . 協定書の締結（*協定事項例の表記あり*）

第5 指定管理者制度導入後の対応

- 1 . 事業報告書（*事業報告書への記載事項例表記あり*）
- 2 . 業務に関する調査等
- 3 . 指定の取消し・管理業務の停止（*指定取消し等の原因事由例表記あり*）

- ・ 第2では、基本的事項として、指定管理者の積極的な導入や、民間企業参画への配慮などについて触れている。
- ・ 第3では、指定管理者の選定についての手続きを記載しており、公募の原則や、応募者の要件、選定委員会や選定基準、更に情報公開まで幅広く記載している。
- ・ 特に、3 指定管理者候補の選定手続では、提案価格に対する評価方法は具体的な算式例を示している。
- ・ 情報公開の項目については、情報公開条例の規程も踏まえて、ある程度限定的に記載している。
- ・ 指定後の指定管理者の評価については、詳細に明記すべきとのご意見もいただいたが、施設の規模や状況も違い、やり方もまちまちになるため、書き切ると拘束されるとの意見もあり、さらっとした表記にとどめた。ただ、評価そのものは必要なことであり、別途、それぞれの部局で施設の状況に応じて必要な対応をするようお願いしたいと考えている。

- ・ 次の6月県議会での総務委員会で、この案について報告、説明したうえで、7月以降に正式に施行通知したいと考えている。

【主な意見】

- ・ 公募が原則としながら、例外事例に「管理運営に関して専門性が高く、特定の団体以外の参入が見込まれない場合」や、「当該公の施設に隣接する施設の管理者を指定することが施設の効果的な運営につながると認められる場合」を挙げているのはいかなるものか。前者で言えば、県が予め判断することではなくて、公募した結果として参入がないということではないのか。
- ・ 情報公開の基準（表中）で、「募集締切時」の「応募者名」が基本的に公開しない情報とされているのはいかなるものか。
応募した結果選定にもれた企業等にとって、不利益な情報が公開されるということで基本的に公開しないと整理した。
- ・ この内容については、今後、6月22日の庁議においてもポイントを絞って説明していただきたい。

3 平成18年度の政策協議の進め方について【政策推進担当】

政策推進担当より、平成18年度の政策協議の進め方について概要説明を行ったのち、意見交換をした。

【説明概要】

- ・ 今年度の政策協議は、これまでの協議とは違う切り口で行いたいと思い、6月12日の庁議でご説明もした。庁議では、基本的な方向としてはこのやり方でやってみては、ということになっているが、その趣旨をより分かりやすくするために文書内容を修正している。
- ・ 行財政状況も厳しく、時代の変化も激しい今、県や職員に寄せられている県民からの期待にどう応えるかという視点で、政策協議の場を、県職員全体が参画して「高知の元気」につなげる場にしていきたい。
- ・ テーマの1つは、人の知恵と力でできること。もう1つは、特別テーマとして、全庁で高知らしい新しいビジネスの種を探す。
- ・ 県庁のサービスの質をこれまでと違う角度で向上させるため、国から下りてきた仕事を具体化するというこれまでの縦型の仕事の流れを変えて地域発で、また、若手・中堅、あるいは地域の前線である出先機関職員を含めた全ての職員が一丸となって、県の将来を考えて、そのデザインを検討していく仕組みづくりにチャレンジしたいとの思いがある。この思いを具体的な取り組みにしたものが、この特別テーマである。
- ・ もう1つは、従来型のテーマとも言える 各部局の経営方針の進捗課題への対応である。

《テーマ 人の知恵と力でできること》

- ・ 予算が削減されるなかで、事業費が付く、付かないに一喜一憂する仕事の仕方では、負（消極）のスパイラルになっていく。
- ・ 一方で、県庁の職員数を考えると、マンパワーはかなりあると思う。このマンパワーを使って、また、外の方と組んでやれることもあるのではないかと、という発想。
- ・ ただ、人件費はタダではないので人件費も意識しながら、「政策課題や目標を達成するうえで、必ずしも事業費がなくても、こんなことができる」という考えを、職場のなかで出していただきたい。
- ・ また、これまででは事業費と人件費は別々に考えてきたが、これからは事業費と人件費をセットにして考えることのスタートにもしたい。

《テーマ 各部局の経営方針の進捗課題への対応》

- ・ 平成15年10月に策定した各部局の経営方針は、19年度を目標年にしており、来年度は組織もかなり

変わってくるので、今年度総括しておきたい。ポスト経営方針をどうするのかという本格的に議論していきたい。

- ・ その前段の作業として、現時点で、各部局が掲げている経営方針がどういう状況にあるのかということと併せて、どんな大きな課題があり、また、転換すべき事柄があるのかなど、大きな点のレビューをしていただいたうえで、複数部局にまたがって対応する必要がある項目を取り上げたい。
- ・ 部局単独での大きな課題等は、個別に知事、副知事と協議する場もあれば、三役会議といった場もあるので、ぜひそういう場を活用してもらいたい。
- ・ 協議の日程は、7月18日から31日までの間の20コマを考えている。
- ・ 大きく変えたいと考えているのは、協議に加わるメンバーである。これまでは、知事、副知事、総務部長、企画振興部長や政策推進担当理事と、関係各部局長、副部長及び課長で議論していた。今回は、提案した職員や所属、さらに、中堅・若手職員や内容に関わる所属等も加わってもらえば良いと思う。自由闊達に、前向きの議論ができるような柔軟なメンバー構成にしたい。
- ・ 必要なものは秋の政策協議につなげていきたいと考えている。
- ・ まずは、各部局で 人の知恵と力でできることについて、集約してもらいたい。
- ・ 年度初めの知事講話をきっかけとした「特区提案」に応募のあった提案については、人の知恵と力でできることのねらいに合致するものがないかどうか、もう一度点検してもらえればと思う。政策推進でも各部局に関連する提案がないかを見て、該当する提案があれば各部局と相談して決めたい。
- ・ 各部局の経営方針の進捗課題への対応は、各部局企画課と政策推進課担当とがテーマをつかみ出して決めたいと思うので、各部局でも考えておいていただきたい。
- ・ 前期の政策協議での協議メンバーは、もう少しテーマがはっきりしてきた段階で決めたいと思う。
- ・ 前期政策協議での議論の先には、後期の政策協議を踏まえて、来年度の組織・予算の一体的編成につなげていきたい。

《特別テーマ 全庁で高知らしい新しいビジネスの種を探す》

- ・ 経営方針でも「自らの力で歩む高知」ということを掲げており、最優先課題として高知の産業を強くして、雇用の種につなげていくということがある。これをメインにして、産業部局のみに関わらず全庁的に議論出来ないか考えた。
- ・ テーマ設定の動機として、雇用の種になるような動きは地域現場にあって、その芽だしは掴めるのではないかということ。そうした芽が出てくる素地をつくれれば、そのなかから自然に市場原理に沿って産業というのは育つのではないかと考えた。
- ・ 議論の進め方は、まず前期の政策協議の場で、さきほど説明したアイデアや新しいビジネスの種を、どのような枠組みや手順等で集めて議論するのか、といったことを議論したい。そこには幅広いメンバーの参画も得たい。
- ・ 前期の政策協議での議論は白紙では難しいと思うので、たたき台（観点等）を政策推進で整理したい。
- ・ その議論を踏まえて、8月以降に全庁に投げかけをしたい。
- ・ その後、各所属で議論いただいてアイデアを出してもらいたい。それをデータベース等に整理して更にボード等を使って掲示したい。これにより情報共有もできるし、いろいろな取り組みのヒントになるのではないかと。
- ・ 後期の政策協議では、各所属等から出された提案をジャンルごとなどに整理したうえで、どうすれば先につながる対応になるのか、発展系の具体的な議論をしていってはどうかと考えている。これを19年度以降にもつながるような仕組み、仕掛けというか、1つの大きな動きとして成長させたい。

【主な意見】

- ・ 特別テーマと 人の知恵と力のできることは、どういう関係なのか。特別テーマは特別テーマとして、全庁で「議論の進め方」自体も含めて議論して、 は出て来た提案を個々に議論するということが、お見込みのとおり。
- ・ 特別テーマは、民間の方から要請があって設定したのか。
そうではないが、庁議等の議論を通してこういった議論を庁内だけではなくて、大学や民間の方と一緒に考える仕組みがないと、議論するのは庁内でやるにしても、成果になかなか結びつかないという話があった。夏には、こういうこと（特別テーマのような仕組み）をするならどうしたらいいのか、ということをも一つの議論の切り口にしてみてもどうかとの思いがある。
- ・ 自らの力で歩む高知というのと同じように、自らの力で歩む企業ということが大事ではないかと思う。それはその通り。そういう自ら元気になろうとする企業を全力でサポートしていくのが我々の役割ではないかという思いで出している。
- ・ 民間との協働という視点は生かされているのか。
人の知恵と力のできることは、まさにその視点が生かされる。
- ・ 文書中にある「県の将来を考え、デザインを検討する」というのは、県土の将来デザインを作っていくということか。
その前段にある、職員が一丸となって新しい考え方で、新しい仕事の仕方を考えていくという仕事の仕方、進め方のデザインを検討していくということだと捉えていただければと思う。